

「いきいき農地バンク方式」の3ステップ

ステップⅠ

地域（集落や小学校区域などの複数集落）の話し合いにより、将来の農業のあり方や望ましい地域の姿を展望した地域計画を策定（一部は、「人・農地プラン」に反映）

ステップⅡ

担い手の確保・育成(または誘致)や総合的な土地利用計画など、計画の実現に向けた環境づくり

- ① 集落営農法人の設立や担い手への農地の集積・集約化などの土地利用調整
- ② 安定兼業・生きがい農業や楽農生活者、非農業的土地活用など、多様な農地利用ニーズへの対応検討
- ③ 地域コミュニティ、農地などの農村資源や農村環境の保全、有害鳥獣対策などへの取組み
(多面的機能支払・中山間地域等直接支払制度の効果的な活用検討)

農地バンク機能のフル活用（バンクへの農地の一括貸出＋地域の「ゾーン」意向に基づくバンクから担い手等への貸付）

※担い手不在の場合は、広域集落営農法人など他地域の担い手や新規就農者・企業の農業参入の誘致を検討

ステップⅢ

自作希望農家所有農地の担い手への集約化など、土地利用計画の具体化を推進（持続可能な地域営農体制の確立など「元気な農業と魅力ある地域づくり」への継続的な取組み）⇒地域計画の進行管理と見直し

